

中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成15年 中間期末(A)	平成14年 中間期末(B)	比 較 (A - B)	平成14年度末 (要約)(C)	比 較 (A - C)
(資産の部)					
現金預け金	94,681	91,652	3,029	84,579	10,102
コ - ル口 - ン	1,909	1,222	687	1,396	513
買入手形	-	30,700	30,700	-	-
商品有価証券	610	734	124	603	7
金銭の信託	-	1,905	1,905	-	-
有価証券	287,346	257,391	29,955	286,902	444
貸出金	1,151,778	1,152,078	300	1,149,678	2,100
外国為替	3,952	3,388	564	3,885	67
その他資産	6,935	6,896	39	5,833	1,102
動産不動産	26,424	26,985	561	26,874	450
繰延税金資産	4,143	8,361	4,218	7,230	3,087
支払承諾見返	25,675	27,346	1,671	22,038	3,637
貸倒引当金	31,725	35,060	3,335	30,266	1,459
資産の部合計	1,571,731	1,573,601	1,870	1,558,756	12,975
(負債の部)					
預金	1,444,736	1,439,208	5,528	1,440,038	4,698
借入金	11,506	15,040	3,534	15,017	3,511
外国為替	70	176	106	28	42
その他負債	10,351	18,091	7,740	6,878	3,473
賞与引当金	837	931	94	871	34
退職給付引当金	3,071	3,015	56	2,938	133
債権売却損失引当金	-	164	164	169	169
再評価に係る繰延税金負債	4,026	4,226	200	4,037	11
支払承諾	25,675	27,346	1,671	22,038	3,637
負債の部合計	1,500,276	1,508,201	7,925	1,492,017	8,259
(資本の部)					
資本金	31,844	31,844	0	31,844	0
資本剰余金	23,184	23,184	0	23,184	0
資本準備金	23,184	23,184	0	23,184	0
利益剰余金	3,155	1,275	1,880	1,559	1,596
利益準備金	100	-	100	-	100
中間(当期)未処分利益	3,055	1,275	1,780	1,559	1,496
中間(当期)純利益	2,014	1,275	739	1,483	531
土地再評価差額金	6,157	6,114	43	6,173	16
株式等評価差額金	7,219	3,033	4,186	4,061	3,158
自己株式	106	51	55	85	21
資本の部合計	71,455	65,400	6,055	66,739	4,716
負債及び資本の部合計	1,571,731	1,573,601	1,870	1,558,756	12,975

[平成15年中間期末]

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式および関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

動 産 3年～20年

6. 自社利用のソフトウェアについては、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められないため、支出時に費用処理しております。
7. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

外貨建取引等の会計処理につきましては、前期は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）による経過措置を適用しておりましたが、当中間期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨（邦貨）を資金運用通貨（外貨）に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、13.に記載しております。

この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引および為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権および債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は1百万円増加、「その他負債」は1百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間期からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」および「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は183百万円増加、「その他負債」は183百万円増加しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異(4,351百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. リ・ス物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リ・ス取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前期は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当中間期からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、ありません。

13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前期は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当中間期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。

これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

14. 消費税および地方消費税(以下消費税等という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

15. 動産不動産の減価償却累計額 18,258百万円

16. 動産不動産の圧縮記帳額 1,591百万円

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,275百万円、延滞債権額は55,973百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は793百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,060百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は80,103百万円であります。

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、34,284百万円であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30,192百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,819百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,890百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券40,131百万円を差し入れております。

なお、動産不動産のうち保証金権利金は565百万円であります。

24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,500百万円が含まれております。

26. 1株当たりの純資産額 328円94銭

27. 商法施行規則第124条第3号を当中間期末に適用し、同号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、7,218百万円であります。

28. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「その他資産」中の出資金が含まれております。以下32.まで同様であります。

売買目的有価証券

中間貸借対照表計上額 610百万円

当中間期の損益に含まれた評価差額 1百万円

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表		時 価	差 額	うち益	うち損
	計 上 額					
社 債	18,244百万円	18,862百万円	618百万円	688百万円	69百万円	

子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるものはありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間貸借対照表		評価差額	うち益	うち損
		計 上 額				
株 式	21,873百万円	32,908百万円	11,034百万円	11,194百万円	160百万円	
債 券	143,622	144,618	996	1,818	822	
国 債	73,370	73,401	31	474	443	
地 方 債	14,205	14,362	156	302	145	
社 債	56,046	56,854	808	1,041	233	
そ の 他	83,437	83,347	89	1,461	1,550	
合 計	248,933	260,874	11,941	14,474	2,533	

なお、上記の評価差額から繰延税金負債4,721百万円を控除した額7,219百万円を「株式等評価差額金」として計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のものについては、時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期において損失として処理しております。なお、当中間期末においては、時価が取得原価に比べて30%以上下落したもののうち、当該時価が取得原価まで回復すると認められたものはありません。

当中間期末の時価のあるその他有価証券に係る減損額は、90百万円であります。

29. 当中間期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 30. 当中間期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
42,085 百万円	1,417 百万円	401 百万円

31. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額
満期保有目的有価証券	
非上場債券	5,219 百万円
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,623 百万円
関連法人等株式	111 百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,681 百万円

32. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債 券	21,616 百万円	62,083 百万円	66,877 百万円	17,505 百万円
国 債	2,442	22,505	31,420	17,032
地 方 債	232	3,618	10,511	-
社 債	18,941	35,959	24,944	473
そ の 他	2,697	15,907	26,711	17,922
合 計	24,313	77,990	93,588	35,428

33. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は282,573百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが264,244百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成 15 年 中間期 (A)	平成 14 年 中間期 (B)	比 較 (A - B)	平成14年度 (要 約)
経 常 収 益	19,013	18,039	974	37,001
資 金 運 用 収 益	14,958	14,365	593	29,148
(うち貸出金利息)	(12,490)	(12,527)	(37)	(25,108)
(うち有価証券利息配当金)	(2,403)	(1,771)	(632)	(3,906)
役 務 取 引 等 収 益	2,210	1,989	221	4,298
そ の 他 業 務 収 益	726	1,140	414	2,219
そ の 他 経 常 収 益	1,119	544	575	1,334
経 常 費 用	16,173	16,496	323	34,629
資 金 調 達 費 用	845	1,106	261	2,073
(うち預金利息)	(653)	(815)	(162)	(1,569)
役 務 取 引 等 費 用	998	1,036	38	2,068
そ の 他 業 務 費 用	175	190	15	190
営 業 経 費	10,311	10,687	376	20,849
そ の 他 経 常 費 用	3,842	3,475	367	9,448
経 常 利 益	2,840	1,542	1,298	2,371
特 別 利 益	12	913	901	959
特 別 損 失	160	37	123	160
税引前中間(当期)純利益	2,691	2,418	273	3,169
法人税、住民税及び事業税	333	25	358	50
法 人 税 等 調 整 額	1,011	1,117	106	1,636
中 間 (当 期) 純 利 益	2,014	1,275	739	1,483
前 期 繰 越 利 益	1,025	-	1,025	-
土地再評価差額金取崩額	16	-	16	76
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	3,055	1,275	1,780	1,559

[平成15年中間期]

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 9円27銭

3. 「その他経常費用」には貸出金償却4百万円、貸倒引当金繰入額2,750百万円および株式等償却136百万円を含んでおります。

4. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年10月3日付内閣府令第89号)により改正されたことに伴い、前中間期において区分掲記していた「税引前中間利益」および「中間利益」は、当中間期からは「税引前中間純利益」および「中間純利益」として表示しております。